

令和7年度  
第1回 学校運営協議会



令和7年4月16日(水)安全パトロール隊旗振り講習会

令和7年4月22日(火)13:40～  
浜松市立浜名小学校

- 1 日 程 13:40~14:00 授業参観・校内巡視  
 14:00~15:30 開会 協議  
 15:30~15:40 連絡事項 閉会

## 2 次 第

- (1) 会長挨拶
- (2) 校長挨拶
- (3) 任命書交付
- (4) 委員自己紹介
- (5) 学校運営協議会規則確認
- (6) 議長の選出
- (7) 前回会議録、令和6年度協議会自己評価の確認
- (8) 熟 議
  - ① 学校経営方針・・・校長
  - ② 教育活動計画・・・主幹教諭
  - ③ 夢育やらまいか事業・・・教頭
  - ④ 部別協議

	委 員	オブザーバー	学 校
1	加藤弘明 平野岳子 渡辺東作	望月聡太 金子まなみ	河合勝之
2	野末将平 高林 正 石井大三	渡邊涼子 協働センター	湯川靖彦
3	町田幹子 片桐光一 森上彩加	内山益巳 松島一博 中道三枝子	伊藤 充 霜田直美

- 学校経営方針について
- 今年度の活動
- 活動をより広めるために

- ⑤ 部別報告
- ⑥ 全体協議

## 3 連絡事項

- ・ 今後の予定
  - 9月10日(水) 1学期の評価を受け今後の活動について検討
  - 12月12日(金) 学校で行う評価を行い、活動を振り返る
  - 2月10日(火) 1年間の活動を振り返り、来年度の目標を考える

## 浜名小学校運営協議会

### 委員

	氏名	
1	加藤 弘明	会長
2	平野 岳子	
3	渡辺 東作	
4	野末 将平	
5	高林 正	副会長
6	森上 彩加	P T A代表グループ
7	石井 大三	小松西自治会長
8	片桐 光一	平口本村自治会長
9	町田 幹子	学校支援コーディネーター

### 学校支援コーディネーター

	氏名	
1	金子まなみ	
2	渡邊 涼子	

### オブザーバー

	氏名	
1	中道三枝子	
2	望月 聡太	
3	松島 一博	
4	内山 益巳	
5	井田 正人	浜名協働センター

### 学校職員

	氏名	
1	河合 勝之	校長
2	伊藤 充	教頭
3	湯川 靖彦	主幹教諭
4	霜田 直美	CSディレクター

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日  
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第4回 浜名小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月14日（金）（13時40分から14時00分まで授業参観）  
14時00分から15時40分まで
- 2 開催場所 浜名小学校 多目的室
- 3 出席委員 高林 正、平野岳子、渡辺東作、野末将平、佐々木大輔  
北村孝義、町田幹子
- 4 欠席委員 加藤弘明、池谷勝元
- 5 オブザーバー 松島一博、内山益巳、中道三枝子、望月聡太、井田正人（浜名協働センター）
- 6 学校支援コーディネーター  
金子まなみ、渡邊涼子
- 7 学 校 山田順子（校長）、伊藤 充（教頭）、平本智之（主幹教諭）  
柴田素女枝（CS ディレクター）
- 8 教育委員会 なし
- 9 傍 聴 者 1名
- 10 会議録作成者 CS ディレクター 柴田素女枝
- 11 議長の選出

司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、平野委員から副会長を議長に推挙する旨の発言があり、協議の結果全員異議なくこれを承認した。

12 協議事項

- (1) 本年度の教育活動・来年度の改善について
- (2) いじめ認知の状況について
- (3) 来年度の教育方針について
- (4) 部別協議

学校運営協議会自己評価表をもとに反省

- ・課題検討部（平野、渡辺、望月、金子、校長）
- ・地域体験部（野末、高林、渡邊、井田、主幹教諭）
- ・学校支援部（町田、北村、佐々木、内山、松島、中道、教頭、CS ディレクター）

- (5) 各部報告・全体協議
- (6) その他

- ①夢育やらまいか事業・CS 加算分報告
- ②運営協議会委員の交代について
- ③来年度の予定について

13 会議記録

副会長から委員総数9名のうち7名の出席があり、過半数に達するため会議が成立している旨の報告があった。

- (1) 主幹教諭から別紙資料 P8 を基に本年度の教育活動の報告と来年度の改善点について説明があった。
  - 今年度は全て運動場に集合して行った集団下校を、来年度は集団下校3回の内1回を、大雨を想定して体育館で集合する様に変更
  - 最初の教育相談を7月に行ったが、来年度は早い時期に行いたいという意見から4月に変更
  - クラブ活動は来年度も年4回だが間を空けると前回のことを忘れてしまうため、2学期にまとめて行うように変更
  - 今年度参観会と運営協議会が金曜日に集中してしまったので分散させるように変更

○水泳部と陸上部は本年度で終了

委員からは以下の発言があった。

- ・部活動がなくなったのはなぜか（平野委員）→大会がなくなったため。

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 教頭から本年度のいじめ認知の状況について説明があり来年度も本年度と同様のいじめ対策方針で行く予定と説明があった。委員からは以下の発言があった。

- ・口喧嘩から欠席につながったことはあるのか。（内山オブザーバー）
- ・どの学年が多いのか。（野末委員）
- ・いじめられた側といじまた側の認識の違いはどうするのか（高林委員）
- ・関係児童の保護者とは共有しているのか。（内山オブザーバー）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 校長から来年度の教育方針について別紙資料 P9, 10 を基に説明があった。委員からは以下の発言があった。

- ・それぞれのウェルビーイングの所をもう少し図に表せたらいいのでは。（平野委員）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4) 部別協議

(5) 各部報告・全体会議

○課題検討部（平野委員）

・安パト隊の方がずっと同じ人または足りていない場所など問題点を地図などに落として自治会を通して募集してはどうでしょうか。

- ・情報発信が一方通行にならずに自治会や安パト隊と対話する機会があるといい。

○地域体験部（野末委員）

・集団下校の変更などすぐに来年度に生かしていただいたのはとてもいい。

・情報発信した内容が相手に伝わっているかわからない。判断が難しい。

○学校支援部（教頭）

・自治会長の委員の任期が1年だとよく理解できないまま過ぎてしまっていて終わってしまう。それでもなにか役割があるのか。違った視点での意見もまた大切なので現在のままいく。

- ・ボランティア活動を継続してきたことで確実に参加してくれるボランティアが増えてきている。

○全体協議

・図書ボランティアの人数が大変減りいろいろ工夫をしているが限界がきている。ぜひ地域の方の力が必要なので自治会などに声をかけて欲しい。（金子コーディネーター）

・図書ボランティアや安パト隊の活動の様子を QR コードに動画をつけることによって誰でも見やすく紹介してはどうか。（佐々木委員）

- ・安パト隊は地域のみんなでやっていってほしい。（渡辺委員）

- ・子供たちの感想などを載せた記事にしてはどうか。（望月オブザーバー）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(6) その他

・教頭から別紙資料 P9 を基に夢育やらまいか事業・CS 加算分報告があった。

・教頭から運営協議会委員の交代任期は来年までなので問題がなければ現在のままでいく予定と説明があった。

- ・教頭から来年度の学校運営協議会の予定について説明があった。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立浜名小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- OPTAとも連携し保護者の参加やボランティアの拡大を目指したい。
- 情報発信の方法を工夫し、より多くの方に協議会の取り組みを知ってもらえるようにしていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長からの学校運営の基本方針の中で、安全・安心な学校を目指していることが分かった。学校で取り組むことと地域で取り組むことを分けて話し合うことができた。
- 話し合いの方法を工夫し、より協議会として学校経営方針に沿った活動に取り組めるようにしていきたい。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- より安全な登下校ができるように安全パトロール隊があるが、子供との情報共有が十分にできていないように感じた。そこで、協議会からも呼びかけ、来年度の「交通安全を語る会」でパトロール隊の参加を呼びかけ、話し合いを行うことを計画した。
- 学校の困りごとを聞けることで、協議会として取り組めることに必要な人材を呼びかけることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 校外での情報発信の場を増やすため、地域の施設内でたよりを掲示してもらえる場所を募集した。その結果、学区内3か所で掲示できるようになった。
- さらに多くの方に知ってもらうために、地域での情報発信の場を増やしていく必要がある。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 子供の安全のためにできる活動を、協議会から発信し、活動の輪を広げていく。
- 積極的に情報を発信し、より多くの方に協議会の取り組みを知ってもらえるようにしていきたい。

(様式1)

学校番号 (小69)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(浜名小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 子供の安全のためにできる活動を、協議会から発信し、活動の輪を広げていく。
- 積極的に情報を発信し、より多くの方に協議会の取り組みを知ってもらえるようにしていきたい。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった  
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

## 1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

## 3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

### <評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

## 4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

## 5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

## 6 評価結果の報告と改善支援

### (1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

### (2) 教育委員会による改善支援

#### ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

#### イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

### 附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

国の施策

第4期教育振興基本計画

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

はままつの教育

第4次浜松市教育総合計画

- 【基本理念】描く夢や未来の実現  
主体性・多様性・包摂性・信頼・協働  
〈めざすこどもの姿〉
- ・自分らしさを大切にするこども
  - ・他者と協働し、主体的に行動できるこども
  - ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

浜名中学校区で目指す子供の姿

節度と思いやりのある浜名の子  
～挨拶で広がる笑顔と思いやり～

子供の実態

- ・明るく素直 まじめに取り組む
- ・学ぶ意欲が高く、主体的に交流活動に取り組める児童が多い
- ・行事に対し、目標をもって前向きに取り組める児童が多いが、自信をもって行動する力が弱い、粘り強く取り組む力が弱い児童も少なくない
- ・集団での生活や学習に適応できない児童の表われが様々

学校教育目標

豊かな自分を創り出す子

学校経営目標 「はりきって まい日通い なかまと学ぶ」学校

やる気いっぱい(知)

- ・学び方・学習習慣が身に付くよう、見通しがもてるしかけをする
- ・自分の考えをもつ時間と、友達と学び合う時間を確保する
- ・「できた」「分かった」喜びを実感できるような自己評価・相互評価・教師評価を工夫する

やさしさいっぱい(徳)

- ・「はマナー」を生活の中で継続して意識させる  
さわやかあいさつ 廊下歩行 誰も一人ぼっちにしない
- ・どの子にも居場所があり、活躍する場がある学級・学年集団をつくる
- ・自信をもって自分らしさを発揮できるよう前始末をする
- ・いじめ・問題行動への迅速かつチームとしての対応

力いっぱい(体)

- ・健康的な生活習慣の確立を目指した保健指導を継続する
- ・子供が自分なりの目標をもって運動に取り組めるよう体育科授業の工夫し、外遊びを奨励する
- ・生活の中で見通しをもって粘り強く取り組むことをしかけ、継続して認め励ます。

ICTの効果的な活用

特別活動を要としたキャリア教育の推進

みつめる力

ふかめる力

かかわる力

つなげる力

心理的安全性を確保した学級・職員組織

それぞれの  
ウェルビーイングの  
実現

開かれた学校・開かれた教育課程

<家庭との連携>

- ・家庭学習の充実
- ・PTA活動
- ・参観会・懇談会等
- ・教育相談の充実(三者面談・SC・SSWの活用)

浜名小  
学校運営協議会

<地域との連携>

- ・ふるさと(地域)から学ぶ
- ・学校だより・ホームページで発信
- ・学習ボランティア等の活用
- ・安パト等 自治会・健全育成会との連携

(様式1)

令和7年 4月25日

浜松市立浜名小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 野末 将平 様

浜松市立浜名小学校運営協議会  
会長 加藤 弘明

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年4月22日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 安全・安心を高めるために、交通安全パトロールボランティアの活動のためのベストや帽子、指導用横断旗を購入し、ボランティアに配布していただきたい。挨拶運動を含め、子供たちが安心して登下校することができるよう学校運営協議会としても支援していく。
- ② これからの変化の激しい世の中を生きていく子供たちに、自分に自信をもち、他を大切にすることができるようになってほしい。  
⇒仕事や夢をもって取り組んでいる方を講師で招き、その生き方や考え方に触れる機会を設ける。